

石川県原子力環境安全管理協議会 議事録

日 時：令和８年３月２５日（水）１３時３０分～１４時３０分

場 所：石川県庁 議会庁舎１階 大会議室

事務局 (13:30)	定刻となりましたので、ただいまから、石川県原子力環境安全管理協議会を開催いたします。 開会にあたりまして、委員の出席数をご報告いたします。協議会委員２７名のところ、ただいまWebでの参加７名を含め２１名のご出席をいただいております、協議会規程により、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。 また、配布資料として、委員にタブレットをお配りし、データにより資料をご確認いただくようにしております。タブレットの使用でお困りの方がおられましたら、事務局まで申しつけください。 前回の協議会以降、一部の委員の方に交替がございましたので、新しい委員の方をご紹介させていただきます。 石川県議会議長の不破大仁委員でございます。
委 員	よろしくお願いします。
事務局	石川県総務危機復興企画委員会委員長の清水真一路委員でございます。
委 員	はい、よろしくお願いします。
事務局	また、本日は、３月１日付で志賀原子力規制事務所に赴任いたしました中野所長にご出席いただいております。
規制事務所	中野でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、議事に入ります前に、副知事からご挨拶を申し上げます。
副知事	委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、協議会にご出席をいただき、ありがとうございます。 志賀原子力発電所でございますけれども、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定されました、原子力規制委員会の新規制基準への適合性に関する審査会合が、これまで３９回開催されております。現在は、発電所敷地で想定される最大の揺れ、いわゆる「基準地震動」を策定するため、敷地周辺断層の活動性に

	関する審査が行われている、そうした状況でございます。 規制委員会には、科学的な根拠に基づき厳格な審査を行っていただきたいと思います。そして、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られますよう、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと思いますと考えております。 改めて申し上げるまでもありませんけれども、原子力発電所は安全確保が大前提であります。北陸電力株式会社には、今後ともより一層の安全対策に取り組むよう求めてまいります。 今年度第4回目となる本日の協議会は、定例の「志賀原子力発電所の運転状況」、それから「周辺環境放射線監視結果」、「温排水影響調査結果」の第4四半期報告それと令和8年度の環境放射線監視年度計画案と温排水影響調査年度計画案について、ご審議いただきたいと思います。 委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご発言をいただきますよう、お願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは協議会規程により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事に入らせていただきます。最初に議題（1）志賀原子力発電所の運転状況につきまして、北陸電力の方からご報告をお願いいたします。
北陸電力	・「No.1-1 志賀原子力発電所運転状況等四半期報告（令和7年度第3四半期）」を用いて説明 ・「No.1-2 志賀原子力発電所 令和8年度運転計画」を用いて説明 ・「No.1-3 志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」を用いて説明
議長 (13:50)	はい、ありがとうございます。 資料No.1-1、1-2、1-3について説明をしていただきました。 以上の説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。なお、Webでの参加の方でご質問のある方につきましては、手を挙げるボタンを押していただきたいと思います。 どなたでも結構ですのでよろしくお願いいたします。 はい、どうぞ。

委 員	通31頁ですが、こちらの国土地理院による空中写真判読で推定活断層と判断したということですがけれども、一方、他の地域でやはり同様に推定活断層と判断されて、ボーリング調査とか地質調査で、それらが否定されたという事例はありますでしょうか。
北陸電力	これは弊社、我々北陸電力の事例でしょうか。
委 員	今回は北陸電力ですがけれども、日本で国土地理院に今回と同様に推定活断層と判断されて、実際にボーリング調査をして、否定されたという他の地域での事例がもしありましたら、教えていただきたいと思います。
北陸電力	国土地理院はこういった図面は、能登だけではなく全国的に整備されております。その一環で私の記憶ですが、昨年、福井県若狭のもんじゅの発電所周辺にも同じように、このような推定活断層の存在が指摘されました。その後、調査をやっているとお聞きしています。 全国のサイトの付近で推定活断層があると、新しいところに書かれたものは、やはり追加調査が必要ですし、これまでの知見で示された位置と同じところというのが大半ですが、そのようなところは既住のデータで説明していくような流れになろうかと思っています。
委 員	今まではあまりそういう事例はないということですね。
北陸電力	そうですね、今、思い出せる事例はありません。
委 員	当然方法が違いますから、結果が違うのは当然だと思うのですが、要するに整合性、信憑性があるのかと。 おそらく、空中写真判読なので、当然航空写真を見て判断していて、実際の地上とは違うと思うのですが、一般的な信憑性がどれくらいあるのか。
北陸電力	元々活断層調査というのは、空中写真を見ながら直線的な崖といったようなものを取り上げ、この地下に断層があるということを想定することが大事です。そこで現場に行って地下を掘った場合に断層ではないという事例がございます。このため、推定されたものを現場に行って調査すると、全て活断層かという、違う場合が多いです。 こういった様々な文献が出ますと、我々やほかの電力もその知見や地質データがない場合は、調査をしていくというのは通常

議 長	の流れです。 はい、他にございましたらお願いいたします。 私の方から一つだけ。今後の当社の対応で発電所敷地外a、bのところの調査をするというご説明です。 これは、北陸電力さん独自の考え方でここを調査するという考え方か、あるいは規制庁さんの方から何かアドバイスをいただいた上での考え方ですか。そこをわかりやすく教えてください。
北 陸 電 力	基本的には我々の考えで調査していくと考えています。ただし、この結果につきましても、今後、原子力規制庁に報告いたしますので、そこは十分かどうか審査されます。基本的には我々の方で考えました。
議 長 (13:56)	はい、わかりました。他ございますか。Webの方は何かございますか。 それでは、他にないようでございますので、次の議題に移ります。 議題（２）にあります志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書令和７年度第３報（案）、議題（３）にあります志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書令和７年度第２報（案）及び前回の協議会で山本委員からご質問がありました大気中放射性物質の全ベータ放射能について、ご審議いただきます。事務局から報告をお願いいたします。 なお、これらの報告書（案）につきましては、２月１７日に行われました環境放射線測定技術委員会及び温排水影響検討委員会におきまして、専門的な見地からの検討を経たものであります。
事 務 局	・「No.2の参考資料 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果（令和７年度第３報）（石川県）」を用いて説明 ・「No.3の参考資料 志賀原子力発電所温排水影響調査結果（令和７年度第２報）（夏季）（石川県）」を用いて説明 ・「質問回答 大気中放射性物質の全β放射能について」を用いて説明
議 長 (14:08)	はい、それでは、今の大きく３点の説明をいたしましたけれども、ご質問等ございましたらご発言ください。 Webの方、ございますか。大丈夫ですか。 それでは他に特に発言もないようですので、議題（２）と議題（３）については当協議会として承認をさせていただきます。 それでは、議題（４）と（５）につきまして、一括してご審議

事務局	いただきます。 議題（４）にあります志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画（案）、議題（５）にあります志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画（案）について、事務局から説明して下さい。 ・「No.4-1 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画（案）（令和８年度）（石川県）」を用いて説明 ・「No.4-2 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画（案）（令和８年度）（北陸電力）」を用いて説明 ・「No.5 志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画（案）（令和８年度）（石川県、北陸電力）」を用いて説明
議長 (14:10)	はい、ありがとうございます。以上の説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言ください。 特に無いようでございますので、議題（４）と（５）については、原子力環境安全管理協議会として承認することとさせていただきます。 「原子力発電所に対する原子力規制検査結果等について」、志賀原子力規制事務所の中野所長からご説明をお願いいたします。
規制事務所	・「No.6 志賀原子力発電所に対する原子力規制検査の概要（令和７年度第３四半期）」を用いて説明
議長	はい、どうもありがとうございます。今ほどのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。 はい、お願いします。
委員	ご説明どうもありがとうございました。 資料の中での運転員訓練、運転能力の検査というところを教えてくださいいただければと思います。 通し番号 54 ページのところからなのですが、一番下のチーム検査というところにも一つ、①運転員能力というの検査があります。さらに次のページのところにおきましては、日常検査の中で④運転員能力という同様の検査があります。さらにその次のページのところでは具体的なご説明いただいたわけなのですが、この 56 ページのところでは運転員能力というものは、チーム検査に対応するものなのか、それとも次に出てきたセイフティ日常検査というところに出てきている検査のどちらになるのか。もう一つは、そのチーム検査とセイフティの日常検査の違いというのはどういうところにあるのかというところを改めてご説明いただければと思います。 以上です。

議 長	はいお願いいたします。
規制事務所	説明が紛らわしくて大変申し訳ございません。 規制検査につきましては、我々規制庁の志賀の事務所にいつも職員がおりまして、この職員は発電所に常駐しております。その職員が発電所を直接見て検査しているのが日常検査でございます。通しの 54 ページの 4 番のチーム検査と書いてあるのは、日常的な我々が検査をしていくものと比べて、もうちょっと専門的といいますか、例えばここで書いてあるように運転員の能力を確認したり、それから放射線につきましては、我々の日常検査よりも放射線に関わることに注目して、ある意味で若干専門的に調査をするのがチーム検査でございます。本庁の方からそのチームが出張して、確認するというのがチーム検査です。期間は 2 週間ぐらいですけれども、我々がいつも常駐して見ている日常の検査とはそういう違いがあります。 それでチーム検査に書いてある運転員の能力、運転員の適切性の確認ということですが、これは、中操（中央制御室）におります当直長は運転責任者としての資格が必要になりますが、当直長の資格を確認できるような試験を適切にやっているかという観点で見ているのがこの通し 54 ページの 4 番の①。それから、通し 56 ページの運転員の能力は、我々志賀の規制事務所の職員が、実際に中操（中央制御室）に行って運転員の様子、それから運転員はシミュレーターの訓練を定期的に行っておりますので、そのシミュレーターの訓練をやっている場を実際に見て、その様子をチェックする、そういう違いがございます。 以上です。
委 員	説明どうもありがとうございました。 改めて確認させていただきたいのは、チーム検査というところの結果は、特に問題はないということと理解しておりますけれども、そのように判断してよろしいですか。チーム検査の結果というところについては何も触れられておりませんので、その確認となります。 以上です。
規制事務所	紛らわしくてすみません。 日常検査とチーム検査両方合わせて特に問題となるものはありませんでした。
委 員	ありがとうございます。

議長	他ございますか。 どうぞ。
委員	通 55 ページのいろんな日常のセイフティ検査とかいろいろあるんですけども、誰が責任を持っているのですか。社員が持っているのか、委託を受けた会社の人を含めて検査していくのか。圧倒的に社員以外の下請けの業者の人がいっぱい来ていると思うのですけれども、ここに書いてあるように運転員は、社員だと思います。それ以外の保全の有効性の評価とかいろいろありますけれども、誰を対象に評価してるのか状況がわかりません。その辺りわかりましたらお願いします。
規制事務所	我々が見ている対象は、北陸電力さんの社員だけではなく、発電所で働いている全ての人を対象としております。つまり発電所の保安活動につきましては、北陸電力さんの業務といろいろな協力企業の仕事、それが合わさって発電所の安全な運営が成り立っておりますので、我々は全てを見ております。ただ、全てをパーフェクトに見るということはなかなか人数が少なくて難しいのですけれども、例えばある機器の補修をした、補修をしてその点検をした結果、きちんと運転ができた。それを運転していたら途中で壊れた。壊れたら何で壊れたんだろう。そうすると、協力企業さんの作業に何か原因があったのかもしれない、そういったふうにして発電所全体の活動を我々は見ております。その結果として、特に問題がなかったということでありまして、我々が全ての活動を見て問題ないと言っているものではない。ただ、原子力安全に重要なものに関しては、我々は徹底的に見ておりますので、特に大きな問題が生じることはないというふうに判断をしております。 以上です。
議長	他ございませんか。
委員	今の委員の質問に関連なのですが、指摘事項なしということですから、協力企業さんの方が何らかの指摘事項に該当するような行為があった場合は、その指摘事項をどのように北陸電力さんの方に、是正するように言うのか。それとも直接、協力企業に話をして、それを北陸電力さんの方にもというような流れになるのか、お聞かせいただけたらと思います。
規制事務所	仮にということで説明上のお話をさせていただきますと、協力

北陸電力 議 長 (14:29) 事務局	企業さんの作業によって、何か失敗があって、機械が壊れましたというようなことがあって、作業上は協力企業さんの作業がよろしくなかったということが原因だとします。そうすると、作業の全般的なルールを決めているのは北陸電力さんで、その北陸電力さんが作業を全体的にコントロールしております。ということなので発電所の全ての活動につきましては、それぞれ、餅は餅屋でいろいろ責任を持って作業をしておりますが、全体として発電所を安全に運営するというのは、北陸電力さんの責務でございますので、最終的には北陸電力さんがきちんと原因についてそういう失敗を今後は再発させませんということを考えまして、再発防止するということなので、最終的には北陸電力さんが発電所の活動につきましては、全般的な責任を負うということになります。 そういうことですので、協力企業さんのルールをこういうふうに直します、北陸電力さんの立場でもこういう管理をしますと、その全体を我々は監視してまいります。 今のご説明にちょっと補足させていただきます。 今、所長がおっしゃられましたとおり、志賀原子力発電所の安全性に一義的な責任を持っているのは北陸電力でございます。 したがいまして、発電所で起こった非常に些細なことも含めて全て記録に残して、これ1日100件以上出てくるような場合もあるのですけれども、そういう本当に細かいものも含めて、全てを規制庁さんの現場の検査官さんの方に見ていただきます。 その中でいろいろ指摘をされたり、それから改善についてそれが十分なのかということを検査されるような形になってございます。したがいまして、直接検査官さんの方で見つけるものもありますが、不具合というのは非常に多く我々自身が発見して、それを管理して改善をしていくというサイクルで安全を確保しているという内容でございます。 以上です。 他、ございますか。ないようでございますので、これをもちまして本日予定しております審議を終了させていただきます。 事務局から報告があります。 資料 No.7 として、12月25日に開催しました前回の協議会の議事概要を添付しております。これにつきましては、委員の皆様方に内容のご確認をいただいたものであり、現在ホームページ上に公開いたしております。以上でございます。
---	--

議 長	以上をもちまして、本日の石川県原子力環境安全管理協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。
-----	--